株券提出不能に対する異議申述公告

当社が、古河電気工業株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換契約書を締結し、株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出できない旨の申し出がありました。よって、この株主に対して当社株券と引換でなしに古河電気工業株式会社振替株券を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年二月一日

神奈川県横浜市青葉区あざみ野南二丁目一一番一六号

旭電機株式会社

代表取締役社長　中田　年雄

当社記名式額面普通株式

券別	枚数	記号番号	名義人住所	氏名
千株券	一	あB 三十二	東京都千代田区神田須田町二―一七	株式会社野村商店
千株券	一	Ab 十五	〃	〃
五百株券	一	あC 六	〃	〃
百株券	三	あD 二十三～二十五	〃	〃
百株券	二	Ad 十二～十三	〃	〃

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である林勲が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年二月一日

東京都港区南青山二丁目九番二三号イトービル一階　Yume Art Private Limited

日本における代表者　林　勲

限定承認公告

本籍鹿児島県姶良郡湧水町木場九〇六番地、最後の住所福島県双葉郡富岡町桜二丁目八一番地メゾン新夜ノ森C棟二一〇

被相続人　亡　前山　一郎

右被相続人は平成二十一年七月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十一日福島家庭裁判所いわき支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月一日

東京都港区南青山二丁目九番二三号イトービル一階　Yume Art Private Limited

日本における代表者　林　勲

限定承認公告

本籍鹿児島県姶良郡湧水町木場九〇六番地、最後の住所福島県双葉郡富岡町桜二丁目八一番地メゾン新夜ノ森C棟二一〇

被相続人　亡　前山　一郎

右被相続人は平成二十一年七月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十一日福島家庭裁判所いわき支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月一日

東京都杉並区成田西一丁目六番一五号

相続財産管理人　佐藤　公泰

限定承認公告

本籍奈良県天理市三島町四三〇番地一、最後の住所神戸市中央区楠町六丁目二番一七号ビバリーハウス神戸パートⅡ五〇一号

被相続人　亡　堀内　幸子

右被相続人は平成二十一年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年一月二十一日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月一日

大阪府豊中市西泉丘二丁目二三九七番地の二　四〇四号

相続財産管理人　大平　信行

吸収分割公告及び合併公告

左記甲は吸収分割により味の素株式会社（住所東京都中央区京橋一丁目一五番一号）の医薬事業（ただし、医薬用食品事業並びに川崎工場、東海事業所及び九州事業所における医薬品及び医薬品原料の製造に関する事業を除く。）に関する権利義務の一部を承継し、味の素株式会社はそれを承継させることにいたしました。

また、左記甲、乙及び丙は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

記

一、減少する優先資本金の額　金一億二千万円

二、優先資本金の額の減少がその効力を生ずる日　平成二十二年三月十日

三、(1) 償却する出資の種類及び口数

A号優先出資　二十四口

B号優先出資　十八口

C号優先出資　十八口

(2) 消却の方法　減資消却

(3) 償却に要する額　金一億二千万円

以　上

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

http://www.ko-koku.jp

平成二十二年二月一日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

グリーンフォート長岡京特定目的会社

取締役　森田　威

効力発生日は、吸収分割、合併いずれも平成二十二年四月一日であり、甲、乙及び丙は、平成二十二年三月十日に株主総会の承認決議を予定しております。

この吸収分割及び合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十二年三月五日までにお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 平成二十一年十二月一日に設立されており確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十四日

掲載頁　一七九頁（号外第一三三号）

(丙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十四日

掲載頁　一八一頁（号外第一三三号）

（味の素株式会社）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十二年二月一日

東京都中央区入船二丁目一番一号

(甲) 味の素製薬株式会社

代表取締役　豊田　友康

東京都中央区入船二丁目一番一号

(乙) 味の素ファルマ株式会社

代表取締役　豊田　友康

静岡県静岡市清水区宮加三　二三五番地

(丙) 味の素メディカ株式会社

代表取締役　佐藤　文正

投資運用業の廃止の公告

当社は、平成二十二年三月三日をもって投資運用業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに投資運用業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年二月一日

東京都千代田区一番町二三番地三

グロースリート・アドバイザーズ株式会社

代表取締役　石川　雅浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千万円減少し、五億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

訂正公告

平成二十二年一月二十日（号外第十二号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告の住所「東京都千代田区麹町四―五　桜井ビル七階」とあるは「東京都中央区明石町一―七」、決算公告の住所「東京都千代田区麹町四―五　桜井ビル七階」とあるは「東京都中央区明石町一―七」、「効力発生日は平成二十二年二月二十三日」とあるは「効力発生日は平成二十二年三月二日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年二月一日

東京都中央区明石町一―七

ロータスジャパン株式会社

代表取締役　蕪木　優典

取消公告

平成二十一年十二月十四日（号外第二六二号）掲載の新設分割公告（枠組）及び同年同月二十一日掲載の訂正公告は取消します。

平成二十二年二月一日

東京都足立区六木三丁目三三番一号

軽貨急配シーエス株式会社

代表取締役　新井　公志

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月一日付第二〇号　二八　ページ●同日付政府調達第二〇号九六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）